

(2) 法人タクシーの死傷事故

令和5年11月17日（金）午前4時25分頃、北海道札幌市の市道において、北海道に営業所を置く法人タクシーが一方通行の4車線道路を空車にて運行中、信号機のある交差点を右折しようとしたところ、横断歩道を右から渡って来た歩行者をはねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(3) 法人タクシーの路面電車との接触事故

令和5年11月22日（水）午後3時6分頃、長崎県長崎市の国道において、同県に営業所を置く乗客1名を乗せた法人タクシーが交差点にてUターンをしようとしたところ、後方から進行して来た路面電車と接触した。

この事故による負傷者はいない。

(4) 小型トラックの酒気帯び運転事故

11月22日（水）午後10時44分頃、滋賀県近江八幡市の国道において、岐阜県に営業所を置く小型トラックが、交差点に赤信号で停車していた乗用車に追突した。

この事故により、追突された乗用車の運転者が負傷した。

駆けつけた警察官が当該トラック運転者の呼気検査を実施したところ、アルコールが検出された。

上記4件の死傷者数計：死亡1名、重傷1名、軽傷1名（速報値）



2. トピック

- (1) (中部運輸局発) 自動車事故防止セミナー2023聴講者を募集します
(配信日：R5. 11. 17)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2023」を開催しますので、聴講者を募集します。

本セミナーにおいて、自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。

また、セミナーの様子は後日Y o u T u b eによるアーカイブ配信も行います。

是非この機会にご参加ください。

日 時：2024年2月8日（木） 13:00～16:20（開場12:00）
場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール
（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）
定 員：600名（事前申込制）
テーマ：「普段の生活、職場における健康管理が事故防止への第一歩」
参加費：無料（どなたでも参加いただけます）
受付期間：2023年12月1日（金）～2024年1月25日（木）
（定員になり次第締め切ります）

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP（Mission1st運動ページ）をご覧ください。

<http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

(2) 貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました。
(配信日：R5.10.13)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないように、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してまいりました。

今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正等を行いました。

○新制度の概要

- ・ 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
- ・ 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け
- ・ アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け
- ・ デジタル式運行記録計の使用の義務付け
- ・ 安全取組の公表内容の拡充

○改正内容等の詳細は、下記の国土交通省Webページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(配信日：R5.10.6)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏ま

え、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(4) 事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

(配信日：R5.9.29)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しました。

記

○ 重要調査対象事故

- ・大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000597.html

※対象事故について

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

(参考)

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、

要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(5) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R5. 8. 18)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

(公財) 日本自動車輸送技術協会並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- (公財) 日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_05.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所：(公財) 日本自動車輸送技術協会

- 申請受付期間：上記(公財) 日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイトをご確認ください。

4. 留意点

- 今年度より申請受付窓口が「(公財)日本自動車輸送技術協会」に変わりました。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受

けましょう。

